

津市下水道事業に係る地方公営企業法の適用について

1 地方公営企業法適用の動向

下水道事業は、地方財政法第6条及び地方財政法施行令第46条により規定された公営企業で、地方公営企業法（以下「法」という。）第2条第3項により、地方公共団体の自主的な決定によって、法の規定の全部又は一部を適用することができる任意適用事業として規定されています。

国からは、下水道事業の経営の計画性、透明性の向上を図り、長期的に安定した事業を継続する方法として、法を適用し企業会計方式の導入を進めるよう通知（事務次官通知）が出されています。

全国的な動向としましては、下水道事業に占める法の適用割合が平成14年度は6.1%であったものが平成24年度時点で19.0%となっており、下水道事業に法の適用を行う地方公共団体が増加しています。

県内では、伊勢市のほか4市1町が法の適用を行っています。

2 法の適用の必要性

近年における厳しい財政状況の中で、下水道事業は、その規模から市の財政運営に与える影響が大きく、また、行財政改革及び財政健全化に取り組む中で、長期的に安定した経営を持続していく必要があります。

このことから、新たな整備を進める一方、老朽化した施設の維持管理と更新の時期を迎え、少子高齢化や人口減少が進む中、経営基盤の強化と経営の効率性を図るため、企業会計方式の導入を行おうとするものです。

3 これまでの取り組み

本市の下水道事業は、下水道事業特別会計で事業運営を行っていますが、平成21年度において「行財政改革中期実施計画」の取組項目に位置付け、また、平成22年度には「下水道事業法適化計画書」を国へ提出、平成27年度からの法の適用に向け、固定資産の調査をはじめとした業務を進めています。

4 今後の対応

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 適用時期 | 平成27年4月1日 |
| (2) 適用範囲 | 法の規定の全部を適用する予定です。 |
| (3) 体制 | 下水道部職員を企業職員とし、管理者権限のもと、事業経 |

営をする予定です。

5 効 果

- (1) 企業経営の視点 投資効果の明確化が図られるとともに、経営意識が向上します。
- (2) 健全経営の視点 損益計算書及び貸借対照表による適正な原価計算が可能となります。

○地方財政法（抜粋）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

○地方財政法施行令（抜粋）

（公営企業）

第46条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

1～12 略

13 公共下水道事業

○地方公営企業法（抜粋）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 略

2 略

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

○公共下水道事業における地方公営企業法の適用事業割合

事業数等	H14	H19	H24
事業数(a)	1,566	1,233	1,188
法適用事業数(b)	96	137	226
法適用割合(b/a)	6.1%	11.1%	19.0%

平成16年度地方公営企業年鑑～平成24年度地方公営企業年鑑 総務省自治財政局編 (抜粋)

○三重県内の公共下水道事業における地方公営企業法の適用団体

団体名	法適用年月日
伊勢市	平成5年4月1日
玉城町	平成9年4月1日
四日市市	平成14年4月1日
松阪市	平成17年4月1日
桑名市	平成22年4月1日
鈴鹿市	平成24年4月1日

○地方公営企業法の全部適用・一部適用別事務執行体制比較

項目	全部適用	一部適用
事務体制	市長 管理者 企業出納員	市長 企業出納員
出納及び会計事務	企業出納員	企業出納員
予算調製	管理者が原案作成 市長が調製	市長が調製
決算調製	管理者が調製	市長が調製
職員の身分	企業職員	一般行政職員